明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業五〇）　一

〔告　示〕
○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件の一部を改正する件（総務三八五）　五
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一五六七）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、買収前の所有者等への売払い関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
型式適合認定、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三
会社その他
会社決算公告　三

省令

○経済産業省令第五十号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十五日

経済産業大臣臨時代理　国務大臣　高市　早苗

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中アルゼンチンの項に次のように加える。

六　記章	 紺色